

令和2年6月

結城市教育委員会定例会議事録

結城市教育委員会

令和2年6月結城市教育委員会定例会

- 日 時 令和2年6月26日（金曜日）
- 場 所 駅前分庁舎 多目的スペース会議室
- 出席委員 小林仁教育長
北嶋節子委員（教育長職務代理者）
中村義明委員
岩崎勤委員
赤木信之委員

○教育委員会事務局

教育部長 飯田和美
次長兼学校教育課長 佐山敦勇，給食センター所長 柳澤教夫，
参事兼指導課長 鶴見力男，生涯学習課長 斉藤伸明，
スポーツ振興課長 駒井勝男
学校教育課課長補佐 佐々木健，同課学務係長 和泉田真

1 付議案件

- (1) 議案第18号 結城市立小・中学校管理規則の一部改正について
- (2) 議案第19号 令和2年度結城市立学校給食センター運営審議委員会委員の委嘱について <非公開>
- (3) 議案第20号 令和2年度結城市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について <非公開>
- (4) 議案第21号 結城市文化芸術審議会委員の委嘱について <非公開>
- (5) 議案第22号 結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

2 報告事項

- (1) 報告第12号 教育長報告

◎議案第18号 結城市立小・中学校管理規則の一部改正について

学校教育課長 皆さんおそろいになりましたので、教育委員会を始めさせていただきます。

まず、最初に資料の確認をいたします。

先日前配りした本日の定例会の次第、それから本日机の上に置いた件なんですけれども、まず封筒に入っていました令和2年度第1回結城市総合教育会議の開催についてということで、総務部から8月25日ということで開催のご案内があります。

続きまして、ホッチキス止めで5枚になっております、右上に1番と書いた資料、こちらがあります。それから、カラー刷りのパンフレットです。そして、ペラ1枚で、今回の6月議会の一般質問の要旨ということで、1枚です。それから、冊子になっていまして、結城市小中学校体育連盟による体育交流会についてのパンフレット。以上になります。

それでは、改めまして小林教育長より開会宣言をお願いいたします。

教育長

改めまして、こんにちは。

6月5日の臨時会では大変お世話になりまして、ありがとうございました。

本日の出席委員は4名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年6月教育委員会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、定例会の会議録署名人の指名をいたします。

中村委員に署名をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

次第2、議案上程は5件でございます。議案第19号から第21号につきましては人事案件でございます。委員の皆様、結城市教育委員会会議規則第15条の規定により、非公開としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長

それでは、非公開といたします。

では、議案第18号 結城市立小・中学校管理規則の一部改正について、事務局よりお願いいたします。

学務係長

それでは、次第の1ページをお開きください。

議案第18号 結城市立小・中学校管理規則の一部改正について。

上記議案を提出する。

令和2年6月26日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

それでは、2ページをご覧ください。

こちらは、6月5日に行われました臨時教育委員会において、小中学校の夏季休業及び2学期制について議決をいただきました内容の規則改定の公布文になります。

それでは、3ページをお開きください。

こちら規則が載ってございまして、太字の部分が改正部分でございまして。

第3条第1項にただし書を加える規定及び第3条第1項第8号の略称規定を改める規定につきましては本則の改定となります。なお、第2条第2項の学期を定める規定及び第3条第1項第5項の夏季休業日を定める規定につきましては令和2年度の特例として、本則改正ではなく付則において改正内容を定めるものでございます。

9ページをお開きください。

こちらに付則の改正が載ってございまして。

この付則の改正により、令和2年度終了時に改めて改正することなく元の規定に戻すことができる内容となっております。

なお、この改正規則の施行につきましては公布の日からとなっております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長

ただいま事務局から説明がございました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

この前、臨時会で協議いただいて議決いただいた内容ということで、この特例というのは来年度になるとそもそもこの記述がなくなっていくというふうに考えていいのかな。お願いします。

学務係長

付則において、令和2年度の特例ということで第2条の2項に、学期制を含む部分なんですけど、こちらは本則、線を引いているんですけど、そこを改正しているわけではなくて読み替えているというような内容になっておりまして、令和2年度のときはこの太字の部分に読み替えているような感じになります。ですので、令和2年度が終了した時点で元の3学期制に戻るといような改正になっています。

教育長

この斜線が入っていて訂正がされているところは今年度限りで、来年になるとこの線で消されている見え消しの部分が残って太字のものが消えていくというふうに考えればいいわけですね。

学務係長

はい。

教育長

ありがとうございます。

大丈夫でしょうかね。

それでは、質疑がなければ、まず議案第18号についてお諮りいたします。

議案第18号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長

ありがとうございます。挙手満場。

議案第18号は原案のとおり決定いたします。ありがとうございました。

ついて

<非公開>

<非公開部分削除>

◎議案第20号 令和2年度結城市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

<非公開>

<非公開部分削除>

◎議案第21号 結城市文化芸術審議会委員の委嘱について

<非公開>

<非公開部分削除>

◎議案第22号 結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

教育長 続きまして、議案第22号 結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

スポーツ振興課長 それでは、議案第22号、16ページをごらんください。

議案第22号 結城市鹿窪運動公園施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について。

上記議案を提出する。

令和2年6月26日提出、結城市教育委員会教育長、小林仁。

17ページをごらんください。

鹿窪運動公園、鹿窪総合体育館の備品、暖房器具を購入するに当たりまして、その備品の使用料を今回定めるところでございます。一応、暖房器具としましてはヒーター2台を購入予定でございまして、1台当たり使用料として、1回当たり520円を使用料としていただくというような形で考えております。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいま事務局より説明がございました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

ヒーターを新たに購入して、その利用料金を設定するというところでよろしいですね。

スポーツ振興課長 はい。

教育長 ありがとうございます。

質疑はよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長 質疑がなければ、議案第22号についてお諮りいたします。

議案第22号について原案のとおり決定することに賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

教育長 ありがとうございます。挙手満場。

議案第22号は原案のとおり決定いたします。

◎報告第12号 教育長報告

教育長

次に、次第3、報告事項に入ります。案件は1件でございます。

報告第12号は教育長報告になりますので、私から報告をさせていただきます。

資料の18ページ。

報告第12号 教育長報告について。

上記のことについて、別記のとおり報告する。

令和2年6月26日提出，結城市教育委員会教育長，小林仁。

19ページのほうにお進みください。

1番の令和2年結城市議会第2回定例会について。

この本会議の一般質問等につきまして記載しているところでございますが、今回はコロナ対応というようなことで実際には2日間の一般質問が予定されていたところですが1日だけの、そして質問時間も60分から30分というような、またそういう時間短縮も議会の対応をいただいて、コロナ対応の中で定例会が進められたところでございます。

なお、別紙のほうで、1枚、答弁要旨の抜粋したものを用意させていただきました。実際には答弁はさらに量的には多いものですが、その中からその一部を抜粋して、細かい字で申しわけございませんが、まとめさせていただきました。

(1)の新型コロナウイルス感染防止対策についてというようなことにつきまして、そこに抜粋してあるところですが、子供たちの臨時休業における学校への登校であるとか、そういうことについてご報告をしながら、本市の小中学校の現状でのオンライン授業というようなことについても質問があったところでございますが、本市では同時双方向型を含むオンライン授業の実施はかなり現在の状況では困難な状況、そういう環境が整っていないということであります。そこで、国が示しておりますGIGAスクール構想の早期実現に向けて環境整備に努めていくと。

また、修学旅行についても質問がされておりました、現在小学校6年、中学校3年の修学旅行については9月、10月に延期をしているところでございますが、個々の状況を踏まえながら可能な限り実施していきたいというようなことで答弁はさせていただいたところでございます。

また、9月の入学の意向については、移行がちょっと移るという字ですので、誤植で申しわけございません。9月入学というようなことが話題になったところでございましたので、それについてどのように考えるんだというようなことがあったものですから、質問がされたものですから、法改正の整備を必要とする制度であると同時に、社会全体のシステムを大きく変えることになるので十分な議論と準備期間が必要だというようなことで答弁させていただき、もうこの段階では既に先送りのような方向で報道がされていたところでございます。この9月入学というのは魅力的な制度改

正になっているのかなという思いはあるところですが、準備がなかなか大変かなというようなところではあります。

(2)の臨時休業後の小中学校の運営のところでは、学校の再開また再開に向けて、そしてその後どういうふうにして取り組んでいくかというようなことで、そこにアンダーライン等で示したように授業内容を取り戻すために夏季休業の授業日を設定する。これは臨時会のときに協議いただいたことです。また、行事の精選により授業時数を確保して学力の向上を図ると。また、学校の実情に応じた人員の確保についても検討していくと、これは国のほうでもそういう人的な配置を措置、補正等進めているところですので、結城市でもそのような対応を現在進めているところでございます。

児童生徒への対応というようなことで、そのアンダーラインにあるような形で、今学校でも教育相談とかそういう形で子供たち一人一人の話を聞く丁寧な関わりをしていただいているところでございます。コロナいじめは絶対に許さない、そういう姿勢で学校がスタートしたところでございます。

また、学校の実情に応じて3密を回避する取組をしっかりと実施して、熱中症も併せて対応していくというようなところでございます。そのためにも、地域、家庭の協力をいただきながら取り組んでくというようなことで答弁をさせていただいたところでございます。

再度の臨時休業の場合のところでは、現在東京のほうでもかなり感染者の高止まりという状況が見られるところではあります。今後の状況も踏まえながら、臨時休業に値するかどうかというのは最終的には対策本部会議のほうで状況を踏まえながら検討していきたいと。併せて、オンライン授業のできる最低環境整備というようなことで、今年度中に、もうこれは文科のほうでも1人1台のタブレットであるとか環境整備を進めるというようなことでGIGA構想が進んでいるところでございますので、本市においても必要なものを補正とか、そういうものを対応しながら進めていくというようなところでございます。

(3)の学校における非接触型体温計及び空気清浄機の整備については、非接触型体温計の整備につきましては、過日、各学校に学級数プラス保健室というような形で配置を、整備をしたところでございます。学校で今後有効な活用にあたっていただく。

また、空気清浄機については、学校によってはもう既に設置しているところでもあるところではあります。なかなかそれで、教室の中で、児童生徒がいる中での換気が、または除菌が可能かという点、なかなか厳しい、そういうデータもないところですので、しっかりと換気をしながら、クーラーを使いながら、そういうことでまずはしっかりと取り組んでいくというような答弁をしたところでございます。

ちょっと、簡単な早口な説明になりましたが、以上で抜粋というようなことでご報告をさせていただきました。

19ページのほうにお戻りをいただきまして、補正関係のコロナ対応というように上程したところでございますが、まず4点ほどそこに示されています、キッズスペース改修工事、これは3階のところに子どもふれあい広場という親子で小さな子供たちが活動するスペースがあるんですが、この分庁舎が本庁舎のほうへ移転した段階で、ここも撤退すると、そんなような、情報センターの1階に、1階入った左側に子供たちが活動できるようなスペースがあるんですが、そこを改修してこちらの代わりになれるような環境にしていくというようなことの補正予算がキッズスペースの改修工事でございます。

給食センター感染症対策環境整備事業。これは、今回夏休みに給食を提供いただくものですから、その状況の中でクーラー等の空調設備を補正で整えるということでもよろしいんですね。はい。そういうための予算の措置でございます。

3点目の学校給食関係事業者感染症対策支援事業。これは、学校給食納入関係の業者の方がコロナ対応で設備等を充実するとか、そういうときに支援するための予算措置。これも補正で国のほうが計上したものをしっかりここへ整えて、結城市でも支援事業として計上したところでございます。

小中学校感染症対策事業費と。これは、小中学校の消耗品等、消毒剤だとか洗剤であるとか、またその他、マスクとか、様々のものの消耗材の予算付けをしたところでございます。

以上が定例会のご報告でございます。

2の行事予定でございますが、別紙のほうで、結城市中学校体育交流会というように、それぞれの部活動で市内で交流会を、市内総体が中止になってしまったというようなことでの代替で交流会を実施するというように、各専門部でその要項を作成したところでございます。ここには要項の出ていない陸上であるとか水泳であるとか新体操、バレー男子、この種目については県の大会であるとか、または他市の部との交流試合を、例えば男子バレーなどは男子バレーボール部がそもそもないものですから、1つの市に1チームぐらいしか、それで結城と下妻と古河と、この3つしますと。

それと結城、4チーム。

4チームで交流をして、子供たちが部活動を引退するに当たって、一応ある程度仲間づくりと同時にけじめをつけていくというようなことで、感染症対策にしっかり対応しながら中学3年生の交流会を実施したいということで進めているところでございます。18日、19日の、それぞれ日には、18日が中心であります、計画されているところでございます。

その他、19ページにはたくさんの行事が中止になっている状況でございます。

3のその他としまして、水難事故防止ということで、結城市では着衣泳ということで小学校は継続して水難事故防止のために取り組んでいるとこ

指導課長
教育長

ろですが、ささはら塾さんのほうで多大な支援をいただいて、各学校のプールの授業の中で実施していたところなんです。今年は水泳の授業が各小中学校とも中止というようなことで、それに代わる水難事故防止の教室をビデオというか、そういう動画を見て実際にお話しをしたりして学ぶ水難事故防止教室を学校の希望に応じて実施するというようなことで申入れがございました。併せて、水泳の課外授業ということで、小学校の低学年、中学年で希望のある児童に対して、ささはら塾のほうで水難事故防止の着衣泳とか、そういうものについて実施いただけると、各家庭に保護者のほうにお知らせをしたところでございます。これも、議会の部分はこのナンバー1のほうで、1枚目が中学校の交流会、2枚目がその課外授業、水難事故防止のための着衣泳をささはら塾のほうで希望者に対して実施していただく、無料でというようなことでの申し出があつて、各家庭に配布をさせていただいたところでございます。

続いて、今の資料のところに、様々コロナ対応での教育に役立ててほしいというようなことで小中学校のほうに寄附をいただいて、コロナ感染症対策のための寄附一覧がお示しされているかと思えます。たくさんのご厚意をいただいているところでございます。それぞれが各学校のほうに届けられている、もう既に利用されているところですが、6番の日本コルマーさん、こちらのアルコール消毒液とかについては7月1日に贈呈式が予定されているところでございます。

続いて、19ページの(2)のところに新庁舎移転スケジュールが、9月の移転を予定していたところでございますが、コロナ対応で工事のほうも密を避けながら、また資材の調達とかそういう部分も含めてちょっと工期がずれ込んでいるという中で、新庁舎の引っ越し、そういうものがずれ込んで、日程的には11月21日から23が引っ越しで、11月24日に開庁というようなことで現在変更なったというようなことでございます。

早口でご報告させていただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

赤木委員さん、お願いします。

赤木委員

2つあります。

まず1点なんです。行事予定の中の中学校部活動交流会について、18、19にされるということなんです。これはお願いなんですけれども、上につながる大会ではないんですよ。ですから、できるだけ3年生あたりを中心に出来るように、結構北関東野球なんかでも3年生がベンチで2年生が主でというような様子なんかも見られたんですが、3年生あたりを中心に、そういう心に残る大会ということで実施していただけるように配慮していただければありがたいなと思います。

(個人情報につき一部削除)

教育長

ありがとうございます。

では、参事のほうで。

指導課長

まず、中学校の部活動の交流会なんですけれども、先ほど教育長報告でもあったとおり、本市の中で交流会ができない部活動について、男子バレーボール、陸上、水泳、新体操については県西各市のところで実施という、あるいは記録会というところで参加をしていると。そのほかの部活動については、2つのチームもありますが、市内のほうで交流会ができます。3中学校とも共通理解をしているものとして3年生の交流事業。1、2年生については密になることも考えられるので一定校内のほうに留め置いて会場にも来ないというような部活動も今現在計画中です。あるいは、保護者の応援とかについても様々なところで競技ごとに、外でやる種目と体育館の種目はまた違いますので、種目ごとにいろいろな取り決めをしながら実施のほうに向けて取り組んでいます。また、交流試合ということ意識して、勝ち負けにこだわる賞状の表彰はなしということで、これも統一しています。例年、優勝したところにはトロフィーが持ち回りでいくんですけれども、それは昨年度の優勝チームの学校に留め置くということで、勝敗よりも3年間取り組んできた子たちへの一つの区切りと感謝の気持ちで大会を持とうということを念頭に置いています。

2点目なんですけど、学警連の件なんですけれども、学警連は先ほど案件に出させていただきますたいじめ問題対策協議会の後に実施しております。いじめ問題対策協議会のメンバーは全員学警連のメンバーにもなっておりますので、学警連のほうは人数的には、メンバー的には広がってしまうんですけれども、各中学校では生徒指導主事と学校の連携ということで、生安課のほうにはもう何度か足を運んでいるような状況があると思います。また、学警連のほうの事務局の会長が今年度は江川北小学校長の伊澤校長が請け負っておりますので……

教育長

南です。

指導課長

南です。江川南小学校の伊澤博明校長のほうはもう警察と連携をして、児相と連携をして会議を持っているというような状況でございます。やはり、同じで書面のみ、第1回目は実施ということになりましたので、顔合わせということはその挨拶をもって済ませているという状況です。

赤木委員

実際は、それぞれの学校で動いてくれているということなんです。分かりました。

教育長

ありがとうございます。

そのほかございますでしょうか。

北嶋委員

自分の仕事のほうの関連から感じることもなんですけれども、子供たちのマスクとか、一度解除になって、今までコロナで緊張していたのが長かったので気が緩んでしまったのか、マスクをしていても顎のところにしていたり、手洗ったりとか、あと体温もはかってくるようになっていたんですけれども、これも忘れちゃったとかはからないとかというのが、ちょっと緩みが出てきているかなという感じなので。これから暑さも伴うので登下校のときのマスクはするかしないか。ちょっと離れて歩けばしなくてもいい

いのかなと思ったり、子供たちに余り安心しないというか、解決したわけではないので、緊張感を持たせながらずっと続けて気をつけていてもらいたいと思うんですけれども、登下校のときにマスクは外してもいいんでしょうか。

教育長

事務局、お願いいたします。

指導課長

屋外での活動に関しては、文部科学省のほうからの通達にもあるとおり、距離を取ってれば感染のリスクは非常に少ないというところで、距離を取った場合、体育の授業などについてはマスクを外してもいい。併せて、登下校の件なんですけれども、熱中症対策の一つとしてマスクはどうなのか、もちろんしていたほうがリスクは少なくなるというようなことは分かるんですけれども、校医の先生に相談をして各学校の対応をしております。校医の先生の見立てとしては、距離を取って、屋外であればマスクを外して熱中症対策の一つとして問題はないだろうというようなご指導をいただいている学校もありますが、これに関しましては、意識の高い保護者も多くありますので、マスクを外しなさいというような指導ではなくて、距離を持って歩けばマスクを外してもいいでしょうというような指導になっています。

また、フィジカルディスタンス、距離を取るというところにおいては熱中症対策の一つにもなるんですけれども、傘を差して登校するというような学校や地域が増えてまいりましたので、本市のほうとしてもそちらのほうを励行しながらというふうに考えておりますが、これも傘を日中差しているという、日傘の効果というのはすごくあるらしいんですけれども、子供たちにおいては雨傘で登下校するというような方法も考えていかなくてもならないかなというふうに考えております。

以上です。

北嶋委員

ありがとうございます。

教育長

確かに、もうコロナ対応でずっとやっているのも気持ち的にも何となく緩んでくるというか、最初は緊張感があって、学校への登校とかそういうのも行われていたんですが、だんだん日常的になってきたので、これは大人も含めて少しもう一度感染防止という意味も、もちろん拡大防止も含めてですけれども、ここでこれが日常的に行くことを考えればその習慣化というか、そういうものもすごく大事になってくるかなと。併せて、マスクをずっとつけているとやっぱりこの辺がつかったりとか、いろいろ症状が出てきたりというのがありますので、外せる場所とかそういうのもきちっと子供たちに伝えていくことが必要かなと感じているところです。

どうぞ、中村委員。

中村委員

コロナ感染予防の関係で、今子供たちの日課というのはどういうふうになっているのか。ちょっとこの前も案内は出ましたけれども、実際に子供たちのタイムスケジュール。

あと、子供たちが登校始めて何か問題とか、そういう危惧される、何か

そういったことは事例があるかどうかについて、その辺ちょっと、よくわからないので。

教育長
指導課長

事務局。

日課表の件なんですけれども、大きく日課を変更してというような学校は今のところありません。ただ、絹川小学校は昨年度から一つの施策ということで午前中に5時間までの授業を詰めて入れている。単純に早く下校させるといような、学校に留め置く時間を短くするんだ、あるいは放課後の職員の会議であるとか、今現在は消毒に学校の先生方非常に、子供たちが帰った後学校中の、教室中の消毒にかなりの時間と労力を費やしているといような状況がありますので、そこを考えたときに5時間目まで授業をやってみるといようなものを施策として今取り組んでいる状況であります。報告としては、スムーズに5時間目までやれていると。給食後、1時間授業やって子供たちが下校すると、その後時間非常に使いやすいんだという職員のこと、あるいは学校に留め置く時間を少しでも短くすることによって集団感染といのは、リスクは下がってくるのかなとい、これは検証の段階ですので今後どのような形になってくるか分かりませんが、日課表としては絹川小学校がそのような形で取り組んでいるといのが今までと違うところ。これは昨年度の3学期にある一定時期やろうと思っていたんですが、途中から臨時休業に入ってしまったので、それを6月から実際に取り組んでいるといことです。

また、実際にどのような感染症のリスクといようなことで、問題点があるかといところになってくると、今実は幾つかのところでは各学校と取組について情報を集めているいような状況です。先ほど校医の先生のご意見とか学校歯科医の先生のご意見などによってやっぱり学校の対応が多少違っている。その大きな一つが歯磨き、給食後の歯磨き、どのようにしているかといところで現在水道のところでは歯を磨いてびゃっとうがいをするといような取組をしている学校が、中学校はもう完全に個人的に実際にやっているところなんですけれども……

中村委員
指導課長

歯磨きをしているのね。

はい。

小学校はちょうど半々ぐらいで、1つは歯磨きはするけれども、うがいのところでは流しに顔を近づけてはねないいような、あるいは間隔をあけるいような学校と、歯科医師のご指導によって1日3回磨く必要は特にないんだいのご指導をいただいた学校に関しましては歯磨きを禁止しているいような状況もあると。多少、そこら辺で様々な取組が出てきているいのです。

また、欠席の状況については毎日こちらのほうとしても把握をしているいんですけれども、熱によって、感染の疑いがあるくらいの高熱によって欠席するいような子については出席停止扱いにしています。また、感染の恐れがあるいので学校はちょっと登校を控えたいいお子さんが市内には3名、

結城小学校 2 名，西小学校 1 名の保護者の考えで学校を休ませているご家庭があります。その 3 名については出席停止扱いということで欠席にはしていない，これは文部科学省からの通達で出ておりますのでそのような処置をさせていただいております。

また，先日まで教育長訪問を実施して授業参観をしてきたんですけれども，やはり様々な，教室で机の間を離すとかいろんな工夫はしているんですけれども，特別教室，理科室，美術室については大きな机にグループで座るといような授業形態になってしまいますので，ちょっともう完全に対面式に授業が行われているというようところが幾つかありましたので，それについては何らかの形で改正できないかということで学校のほうにはご連絡をさせていただいたというようところが今ちょっと考え得るところであります。

以上です。

教育長
中村委員
指導課長
中村委員
指導課長
中村委員
教育長

追加ですけれども，日課そのものは通常日課で動いている。

今の，絹川の給食などの関係で 5 時間って，前もってって，流れるの。流れている時間帯をつくりました。

給食はでも完全，通常の給食に戻っていますね。

はい。

やっていますよね。

通常の給食だけでも，給食の時間が他の学校よりはちょっと遅くなる。でも搬入は同じなので，その中でできています。去年の日課表で，やはり教職員の放課後の時間を少しでも確保するというので，かなりそれぞれの小中学校で日課表の見直しをして，少し小学生の下校時刻は上に上がったかなという感じですが。でも，その日課に基づいた教育活動が行われているということは，短縮にしているとか，そういうことはないんですね。

指導課長

それはないですし，あと 7 時間目の授業を設定している学校もありません。

中村委員

余り無理がかかるとまた別な問題も起きるし。

もう一つ，ちょっといいですか。

これはどうなんだろうというふうに地域の方から言われたんですけども，学校で，これは別にコロナの感染に関係なくそういうことだと思うんですけども，発熱，非接触型の体温計で例えば熱があった，そうしたときの対応と，それは登校したときにやるんだと思うんだよね。あと，校内で途中から，本人が訴えたりなんか，要するに発熱したとき，そのときの対応で必ず家に帰されるんだってという話があるんです。私も，今そういう傾向になっていると思うんですけども，それどういうふうな取組になっていますか。

教育長

お願いします。

指導課長

登校時にまず，家を出るときに体温を計ってくる，計ってきた体温のチェックをします。そのときに，もし計ってこない子がいた場合には，基本

的には教室に入る前に、保健室の前であるとか職員室の前であるとかというところでチェックをして計るというようにしております。熱がないことを確認して、教室へ行ったらまず手を洗うというところまでの決まりは全校で行っていると。その後、熱が出たとき、発熱、体調を崩したというところで、発熱があった場合には、一番理想としているのは発熱の子の保護者が来るまで待っている場所と保健室、通常の怪我をした、擦りむいた、そういう子たちが入る保健室と別室にさせていただきたいところが一番あったんですけども、なかなか学校の建物の条件でそうはいきませんので、出入口を変えるとか、あるいは最後保護者が迎えに来るときにはベランダから出すとか、そのような形で、熱がある子の動いた動線と怪我をした、保健室に用があってやってきたという子が通る動線を区別した対応をしていただいているというのが現状です。

中村委員

一般の方々の考え方というのは、学校には保健の先生がいるんでしょうということが、私は医者じゃないからねと言った。医者だったらばきっと、一つの校内医みたいなことで学校に留め置くことは別に問題ないと思えますけれども、医者じゃないからそういう医療行為はできないですよみたいなことを話はしたんですけども、何かその辺がなかなか理解できないところ、何で帰されるの、親だって大変でしょうみたいな。

教育長

でも、今は、多分今回は熱が出たときにはこのようにします、またご協力くださいということで保護者に案内を出しています。だから、熱があったときにはもうすぐ連絡をして通院してもらおう、下校した後ね。そういうことの連絡がもうされているんだよね。

指導課長

はい。学校には留め置かないと。

教育長

学校再開のときにそういう対応をするような統一がされています。

中村委員

これはコロナ云々関係なくてですよ。熱が何度、熱の指定度というものもあるのか。

指導課長

以前、コロナが発生したときには37.5という基準で動いてはいたんですが、もう今は数字がなくなって、今は高熱というような表現になりました。その高熱という表現がどの程度の熱かというのはちょっとあれなんですけど、子供たちによっては個人によって平熱が全く違いますので。

中村委員

その辺、これ微妙な受取り方されるんで、そのようなのを聞くと、ある程度聞くと説明ができるように、高熱というのは非常に難しいわけで、平熱、あと計ってきた状況にもよるし、熱が出た場合には、例えば保護者の方に引き渡しますというようなことだと思っただよね。それはある程度、当初にそれは。

教育長

学校を再開するときにはもうそういうふうな確認をさせていただいている通知を出していただいている。

指導課長

分散登校のときには既にそのような形になっています。熱が少しでもある場合には学校に登校しないというのが原則になっていますので。

教育長

現在もそうですね。変わらない。

熱を計ってこないお子さんって本当に何人でもない、学校で3人ぐらいかなとか。もうやはり皆さん家庭でも熱を計ったり、そういうのが習慣化しているというか、もうそういうことが求められているので随分定着している状況です。

指導課長
教育長

職員もきちっと計ってくるようになっております。

職員も絶対来られないので、熱があったら実際勤務ができないということになっていきますので。

そのほか、いかがでしょうか。

岩崎委員、お願いします。

岩崎委員

G I G Aスクール構想に基づいて、端末とかそういうのを環境整備が早急に整いつつあるというお話なんですけれども、文科省のG I G Aスクール構想の中に端末設置に伴って指導者の育成ということがたしか謳われていたと記憶しているんですが、以前ちょっとこの会議の中でも指導者の育成についてお話したときに、現職の先生で指導者を育成しても他の市町村に移ってしまったりということがあって、その辺を懸念されているようなお話をたしか伺ったと記憶しているんですが、これこの指導者の育成というのは現職の先生ではなくても大丈夫なんですか。例えば、定年になって再任用された先生であれば他の市町村に移るということはない。期間はもちろんいろいろあるでしょうけれども、他の市町村に移ることはなくて、それでそういうふうにかようなタブレットとかそういうパソコンの授業に精通された先生がいらっしゃればその方をそういう各市内の学校の指導教諭になってもらえればすごくいいんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょう。

教育長

どうでしょう。はい。

学校教育課長

まずは、入れるまで、入れた後も、先生ではなくて専門の支援員の確保がまずは重要だと思っていますので、そういった民間の方のまずは予算要求して、まず専門的な知識を持って学校で対応していただける方を業務委託なり派遣するということがまず先決だと思います。まずそれを第一に考えております。その後、やはり岩崎委員さんおっしゃられたように精通した立場の先生なんかもしいらっしゃれば協力していただくのがいいのかなと考えております。

教育長

岩崎委員さんからの今のお話し伺って、ああいい視点だなんてものすごく感じました。再任用は5年間しか定年退職の後はやれないんですけれども、その退職した市町村でというのが大原則で、後は教員免許持っていれば講師という立場であればもうずっといつまでもやれるもんですから、そういう専門性が高い方がおられたらそういう視点でお世話になっていくのもいいなと。学校でリーダー的に、またはいろいろ一緒になってやっていく立場の人がいてくれると。今次長からあったように、やっぱりこれからのそういうICTの専門性を持った方がサポートいただけるような体制をまずは第一に進められればというふうに考えております。ありがとうございます

ます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長

それでは、以上で教育長報告を終わりといたします。

本日の案件については以上で終了いたしました。

慎重なご審議，ご意見をいただきまして，まことにありがとうございました。

以上をもちまして，令和2年6月教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時40分 閉 会

上議事録は事実に相違するところがないことを認め，下に署名する。

結城市教育委員会教育長

結城市教育委員会委員